

—令和 8 年度軽自動車税の税率をお知らせします—

1 原動機付自転車・二輪車等

種 別		税率（年税率）
原動機付自転車	総排気量が 50cc 以下 ※特定小型、新基準原付含む	2,000 円
	総排気量が 50cc を超え 90cc 以下	2,000 円
	総排気量が 90cc を超え 125cc 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用（スプレイヤー等）	2,400 円
	その他（フォークリフト等）	5,900 円
二輪の軽自動車	総排気量が 125cc を超え 250cc 以下・被けん引車	3,600 円
二輪の小型自動車	総排気量が 250cc を超えるもの	6,000 円

2 四輪以上の軽自動車

種 別			平成 27 年 4 月以降に 新規検査を受けた車両			平成 27 年 3 月 31 日までに 新規検査を受けた車両	
			標準税率	グリーン化特例（軽課） （令和 8 年度のみ）		右記以外の 車両	重課税率 （新規検査から 13 年を超えた車両）
				概ね 75%軽減①	概ね 50%軽減②		
四 輪	乗 用	自家用	10,800 円	2,700 円	適用なし	7,200 円	12,900 円
		営業用	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,500 円	8,200 円
	貨 物	自家用	5,000 円	1,300 円	適用なし	4,000 円	6,000 円
		営業用	3,800 円	1,000 円	適用なし	3,000 円	4,500 円

◆グリーン化特例（軽課）（令和 8 年度のみ）

令和 7 年度に新規取得した四輪車等は、令和 8 年度分に限り、軽自動車税が燃費性能等に応じて軽減税率が適用されます（令和 7 年度にグリーン化特例が適用になった車両について、再度適用されるものではありません。）。

① 電気自動車・天然ガス軽自動車（平成 30 年排ガス規制適合又は平成 21 年排出ガス規制から窒素酸化物 10%低減車）

② 【乗用（営業用）】令和 2 年度燃費基準＋令和 12 年度燃費基準 90%達成車

※②については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車で、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車又は平成 30 年排ガス基準 50%低減車に限ります。

※各燃費基準の達成状況は、車検証等の備考欄に記載されています。

◆重課税率

賦課期日（4 月 1 日）時点で、最初の新規検査から 13 年を超えた車両は重課税率が適用されます。令和 8 年度に重課税率の対象となるのは、最初の新規検査が平成 25 年 3 月以前の車両です。最初の新規検査日は車検証等の「初度検査年月」に記載されています。

問合せ先 市税務課 023-654-1111（内線 772・773）

—軽自動車をお持ちの方へ—

軽自動車税は、4月1日現在の所有者又は使用者の方に、車検証等に記載されている「使用の本拠の位置」の市区町村で課税になります。所有している軽自動車の車両番号と納税通知書に記載されている車両番号に間違いがないかご確認ください。

—小型特殊自動車をお持ちの方へ—

小型特殊自動車（スプレイヤー・コンバイン・乗用草刈機・フォークリフト等）は公道を走行する、しないに関わらず軽自動車税の課税対象となります。ナンバープレートを取得していない車両をお持ちの方は、市市民課で登録手続きをお願いします。

〈よくあるご質問〉

Q. 手放した軽自動車の納税通知書が届きました。どうしてですか。
A. 4月1日までに下取りや廃車を業者に依頼した場合は、車検証等の手続きが遅れていることもありますので、依頼先に状況をご確認ください。車検証等の手続きがされていない場合は、天童市への納税が必要となります。
Q. 車検切れの軽自動車の納税通知書が届きました。どうしてですか。
A. 車検切れ等により使用していない車両であっても、登録が残っている場合は課税の対象となります。軽自動車を使用しなくなった場合は、車両の処分と登録抹消（廃車）の手続きをお忘れないようにお願いします。
Q. 天童市外に転出したが、引き続き天童市から軽自動車の納税通知書が届きました。どうしてですか。
A. 車検証等に記載の「使用の本拠の位置」が天童市の住所から変更されていないためです。下記機関に変更手続きについて、お問い合わせください。
Q. 納付方法を納付書から口座振替に変更したい。
A. 金融機関または Web で口座振替の手続きが可能ですが、口座振替の申込みをした日の翌月末の納期限分から口座振替となります。そのため、年1回のお支払いとなる軽自動車税につきましても、口座振替の申込時期によって翌年度からの口座振替となる場合がございます。

〈各種手続きについて〉※必要書類などは、各機関に直接お問い合わせください。

車種	手続き	お問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車（総排気量 125cc 以下） ・小型特殊自動車 ・ミニカー ・特定小型原動機付自転車（電動キックボード等） 	名義変更・廃車	天童市役所市民課 ☎023-654-1111（内線 717） ※小型特殊自動車の一部は、 東北運輸局山形運輸支局での手続きになります。
	住所変更	住所変更後お住まいの市区町村
<ul style="list-style-type: none"> ・三輪、四輪の軽自動車 	県内にお住まいの場合	軽自動車検査協会山形事務所 ☎050-3816-1835 山形市立谷川三丁目 3553 番地
	県外	新住所地所管の軽自動車検査協会
<ul style="list-style-type: none"> ・バイク（総排気量 125cc ～ 250 cc 以下） ・バイク（総排気量 250cc 超え） ・山形 9、山形 9 9 ナンバー 	県内にお住まいの場合	東北運輸局山形運輸支局 ☎050-5540-2013 山形市大字漆山 1422-1
	県外	新住所地所管の運輸支局